平成28年度 特定非営利活動法人音希 喀痰吸引等第3号研修実施要項

平成28年10月26日

1. 研修の目的

痰の吸引及び経管栄養を必要とする特定の者に対して、医師・看護師等の連携の下に安全・適切に提供できる介護職員を要請することを目的とします。

2. 受講資格

- ・在宅の特定の利用者さんに対して、痰の吸引及び経管栄養の行為を行う必要が現在ある 方または近く実施する予定を見込んでいる方。新規で利用される予定の方
- ・実地研修にあたり、利用者本人(本人の意思が確認できない場合はその家族等)から、また利用者の主治医、 指導できる看護師から実地研修の協力について了承が得られること。

3. 研修日時

平成28年11月26日(土) 1日目 9:00~16:30 講義

11月27日(日) 2日目 9:00~17:00 講義・筆記試験・シミュレーター演習(90分予定)

実地研修:速やかに利用者宅等において実施。

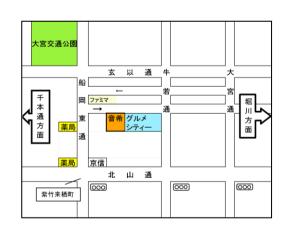
申込方法:受講申込書(様式1)にご記入の上、事業所単位でFAXにてお申し込み下さい。

FAX 075(494)0066 (受付時間 月~金 9:00~17:00)

※ FAX送信後、必ずお電話(075-494-0077)でご確認をお願い致します。

4. 会場

〒603-8415 京都市北区市紫竹西大門町29-1 特定非営利活動法人音希 3階 多目的ルーム アクセス: 市バス 大宮交通公園前下車 徒歩3分



- 5. 定員 各回につき30名程度(定員になり次第締め切らせて頂きます。)
- 6. 研修教材

教材については第3号研修テキスト、『平成24年度喀痰吸引等指導者講習事業 喀痰吸引等研修テキスト第 三号研修(特定の者対象)の研修テキスト』をテキストとして用いる。(株式会社ピュアスピリット作成分)

*上記テキストをお持ちでない方はコピーをご用意してください。

http://www.pures.co.jp/h24_kakutan.html からダウンロードできます。

(コピーが出来ない方は2,000円でご用意致します)

7. 受講費用

基本研修:10,000円 事務手数料: 2,000円

実地研修(指導看護師料):10,000円(ただし自法人におられる場合は0円です)

8. 研修カリキュラム 別紙参照

9. 習得程度審査方法

基本は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について」による。

- (1) 筆記試験による知識の定着の確認
 - ①基本方針

基本研修(講義)については、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識 を修得していることを確認する。

②合否判定基準

総正解率が9割以上の者を合格とし、9割未満の者は、再度研修筆記試験を実施する。

- (2) 評価による技能修得の確認
 - ①基本研修(演習)評価

研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シミュレータ(吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式)、その他演習に必要な機器(吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等)を用いて、シミュレータ演習及び現場演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価する。

②実地研修評価

研修受講者が、実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、実地研修指導講師が評価する。

評価に係るその他の留意事項

評価は、実際の喀痰吸引等の提供が安全管理体制の確保、医師・看護職員・介護職員等の連携確保や 役割分担、医師の文章による指示等の条件の下で実施されることを念頭においた基本研修(演習)又は 実地研修を実施した上で実施する。

(3) 評価判定

基本研修(現場演習)及び実地研修の総合的な評価判定は、研修受講者毎に、技能修得の判定を行う。

①基本研修(現場演習)評価判定

当該研修受講者が、省令で定める修得すべきすべての行為ごとの演習を実施した上で、「基本研修(演習)評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が「基本研習)評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認めることとする。

②実地研修評価判定

当該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、研修修了の是非を判定し研修修了証明書の交付を行う。

10. 受講上の注意事項

- ①遅刻・早退・欠席の取扱 … 認めない
- ②補講実施 の有無 有・無
- ③次に該当するものは、受講を取り消すことがあるものとする。
 - 〇天災地変が生じた場合
 - ○事故等により公共交通機関が遮断された場合
 - 〇その他、理事長が認めた場合
 - 注)上記事由により受講の取消しを行った場合、受講料は全額返却する。